

一般社団法人潜在科学研究所規則第2号

社員の新規入社に関する手続きについて

2010年11月7日決定

当法人の社員の新規入社に関する手続きは当面以下のとおりとする。

1. 入社を希望する者は、別添の入社申込書に署名または記名押印し、法人宛送付する。
2. 社員の入社については、定款第6条により、社員総会において社員全員の同意を得る。
3. 入会金については、当面任意の額とする。

別添

入社申込書

私は、一般社団法人潜在科学研究所定款第3条の目的に賛同し、法律及び定款に定められた社員としての権利義務を理解したうえで、平成 年 月 日をもって同法人の社員として入社いたしたく、ここに申し込みます。

入社後は社員として、必要な会費を支払い、また法律及び定款に定められた義務を履行することをここに誓約します。

下記の入会金については、入社承認後遅滞なく支払いを行います。

西暦 年 月 日
(住所氏名) 印

入会金の額：金 円